

第 7 回 議会運営委員会

と き 平成 30 年 2 月 20 日 (火)

午後 1 時

ところ 第 2 委員会室

付議事項

1 3月定例会に関する事項について

(1) 追加議案について

議案第 49 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標の
変更について (大学)

(2) 一般質問の通告者について 資料 1

(3) 山陽小野田市寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の案を資料 2 のとおりとする。

3月 28日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

(4) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
3	28	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none">付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決<u>議員提出議案 1 件を上程、説明、質疑、討論及び採決</u>閉会中の調査事項について

(5) 閉会中の継続調査事項について 資料 3

2 市議会モニターについて 資料 4

3 その他

平成 30 年 3 月定例会 一般質問者日程（案）

月	日	曜日	時間	人数	質問者
2	28	水	午前 9 時 30 分	4 人	森山喜久議員 奥良秀議員 中岡英二議員 吉永美子議員
3	1	木	午後 1 時	2 人	岡山明議員 伊場勇議員
3	2	金	午前 9 時 30 分	4 人	中村博行議員 大井淳一朗議員 河野朋子議員 宮本政志議員
3	5	月	午前 9 時 30 分	4 人	山田伸幸議員 藤岡修美議員 恒松恵子議員 水津治議員

山陽小野田市寄附条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市寄附条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗
〃 山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之
〃 山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
〃 山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
〃 山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市寄附条例の一部を改正する条例

山陽小野田市寄附条例（平成 21 年山陽小野田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

前文中「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」を「活力と笑顔あふれるまち」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

寄附目的	対象事業
1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせる まち～	子育て支援、高齢者福祉、障がい者福 祉、地域福祉、社会保障、健康づくり、 地域医療体制
2 市民生活・地域づくり・環 境・防災 ～人と自然が調和す る安心のまち～	消防・救急体制、防災体制、防犯・交 通安全、消費者保護、地域づくり、人 権尊重、自然環境保全、循環型社会、 国際交流・地域間交流、移住・定住

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～	住環境確保、公園・緑地整備、水道・下水道、道路・交通網、土地利用、港湾施設整備
4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～	働く場の確保、中小企業振興、工業・商業・農業・林業・水産業振興、観光・交流振興
5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～	学校教育、社会教育、次世代の学校・地域創生、山口東京理科大学の教育環境、芸術文化・スポーツによるまちづくり
6 上記以外の目的	上記以外の事業

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の山陽小野田市寄附条例の規定により使途を指定して行われた寄附に係る寄附金の使途については、なお従前の例による。

山陽小野田市寄附条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「活力と笑顔あふれるまち」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>	<p>私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良き創造都市」を目指しています。</p> <p>この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。</p> <p>そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。</p>

別表（第3条関係）

寄附目的	対象事業
1 子育て・福祉・医療・健康 ～希望をもち健やかに暮らせるまち～	子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉、社会保障、健康づくり、地域医療体制
2 市民生活・地域づくり・環境・防災　～人と自然が調和する安心のまち～	消防・救急体制、防災体制、防犯・交通安全、消費者保護、地域づくり、人権尊重、自然環境保全、循環型社会、国際交流・地域間交流、移住・定住
3 都市基盤　～快適で潤いある暮らしができるまち～	住環境確保、公園・緑地整備、水道・下水道、道路・交通網、土地利用、港湾施設整備
4 産業・観光　～地域資源を活かした活力ある産業のまち～	働く場の確保、中小企業振興、工業・商業・農業・林業・水産業振興、観光・交流振興
5 教育・文化・スポーツ　～意欲と活力を育む学びのまち～	学校教育、社会教育、次世代の学校・地域創生、山口東京理科大学の教育環境、芸術文化・スポーツによるまちづくり
6 上記以外の目的	上記以外の事業

別表（第3条関係）

寄附目的	対象事業
1 暮らしの安心・安全を守るまちづくり	高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、防災体制、交通安全等
2 市民が主役のまちづくり	地域コミュニティー、人権尊重、男女共同参画、広域連携の強化等
3 うるおいのある快適なまちづくり	自然環境保全、環境衛生、公園・緑地整備、美しいふるさと景観等
4 にぎわいと活力にみちたまちづくり	観光・交流、企業誘致、国際交流、高度情報化、農業・林業・水産業振興等
5 人が輝く、心豊かなまちづくり	文化財の保護、芸術文化スポーツ、青少年健全育成、社会教育の充実等
6 上記以外の目的	上記以外の事業

分野別計画

■ 施策の体系

基本目標に掲げた五つの基本目標と計画の実現に向けた施策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な施策とその実施のための事業を展開します。

また、重点プロジェクトに関する基本施策を《重点(番号)》で示しています。

1 子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～

基本施策1 子育て支援の充実
《重点2-(1)》

基本施策5 社会保障の安定

基本施策2 高齢者福祉の充実

基本施策6 健康づくりの推進
《重点1-(2)》

基本施策3 障がい者福祉の充実

基本施策7 地域医療体制の充実

基本施策4 地域福祉の推進

2 市民生活・地域づくり・環境・防災～人と自然が調和する安心のまち～

基本施策8 消防・救急体制の充実

基本施策13 人権尊重のまちづくり

基本施策9 防災体制の充実

基本施策14 自然環境の保全

基本施策10 防犯・交通安全対策等の推進

基本施策15 循環型社会の形成

基本施策11 消費者の保護と意識啓発

基本施策16 國際交流・地域間交流の推進

基本施策12 地域づくりの推進

基本施策17 移住・定住の推進

3 都市基盤～快適で潤いある暮らしができるまち～

基本施策 18 住環境の確保

基本施策 21 道路・交通網の充実

基本施策 19 公園・緑地の整備・保全

基本施策 22 適正な土地利用の推進

基本施策 20 水道の安定供給と下水道の充実

基本施策 23 港湾施設の整備

4 産業・観光～地域資源を活かした活力ある産業のまち～

基本施策 24 多様な働く場の確保
《重点 1-(2)・1-(3)・2-(2)》

基本施策 28 農業の振興

基本施策 25 中小企業の振興

基本施策 29 林業の振興

基本施策 26 工業の振興 《重点 1-(3)》

基本施策 30 水産業の振興

基本施策 27 商業の振興
《重点 1-(2)・1-(3)》基本施策 31 観光・交流の振興
《重点 3-(1)・3-(2)》

5 教育・文化・スポーツ～意欲と活力を育む学びのまち～

基本施策 32 学校教育の推進
《重点 2-(3)》

基本施策 35 山口東京理科大学の教育環境の整備・充実

基本施策 33 社会教育の推進

基本施策 36 芸術文化によるまちづくりの推進
《重点 1-(1)》

基本施策 34 次世代の学校・地域創生の推進

基本施策 37 スポーツによるまちづくりの推進
《重点 1-(1)》

6 行財政運営・市民参画・市政情報の発信

基本施策 38 効率的で効果的な行政運営

基本施策 40 市政への市民参画の推進

基本施策 39 健全な財政運営

基本施策 41 広域連携の推進

常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 1 閉会中の所管事務調査は、閉会中に実際に審査する案件のみとする。
- 2 閉会中の突発的事案は、全員協議会又は委員会協議会で対応する。

【上記の理由】

1 所管事務調査の重要性

所管事務調査とは「常任委員会がその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行う」ことで、地方自治法第109条第2項に規定されている。

常任委員会が所管事務について積極的に調査を行うことにより、その成果を①付託議案の審査に生かす、②執行部に対し問題点を指摘し、対応策を提言する、③委員会として議案等を提出することができるようになる。

このような活動は、所管事務に対する委員の認識、理解を深めるとともに、付託案件に対する詳細かつ専門的審査が可能となり、委員会の活性化、政策立案機能の向上にもつながるものである。

2 閉会中の所管事務調査

所管事務調査は、原則として定例会の会期中に行うが、会期中は議案など付託案件に対する審査を優先的に行うため、十分な所管事務調査が行えない状況にあるので、閉会中に行う必要がある。

閉会中に委員会で所管事務調査を行うためには、本会議で閉会中の継続審査の議決が必要である。

現在、多くの所管事務を閉会中の継続審査として議決しているが、閉会中の期間は約2か月しかなく、そんなに多くの所管事務を閉会中に審査できるものではない。

委員会としての機能向上、目的意識の高揚のためにも、会期中の委員会において、閉会中に審査すべき事項として、特に問題となっている事項、将来問題となると予想される事項を洗い出し、閉会中に審査できる範囲で決定する必要がある。

3 突発的な事案の対応

閉会中における突発的な事案に対応するため、幅広い分野にわたって閉会中の継続審査とする考え方もあるが、本来の継続審査の趣旨から外れるものであるで、そのような対応は避けるべきである。

突発的な事項に対応するためには、執行部と議会との十分な協議のうえで、全員協議会又は委員会協議会を活用することで対応が可能である。

平成 30 年 2 月 16 日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰様

市議会モニター（順不同）

福山 清二
樋口 晋也
草田 和枝
井本 和幸

要 請 書

昨年 12 月に議会運営委員会との意見交換会が開催され 2 ヶ月がたちました。その際に明確になったことは 2 点ありました。

- 1、委員長自ら発言されました「モニターの意見についてはホームページで公開する」こと。
- 2、「モニターの役割を議会運営委員会で協議し明確にする」ことです。

あれから 2 ヶ月間、議運が開催されても議題として取り上げられることも無く放置されています。

2 月 13 日開催の議運での協議においては、モニター制度についてという議題は無く、その他の項で「モニター制度を継続する」こと、「全議員にこの制度について改めて説明を行い、これまで提出された意見を全議員に配布する」ことの確認だけでした

要綱には任期は 30 年 3 月 31 日までとあることから、この制度が継続されるのであれば、現時点での募集についての議論がなされてなければ、4 月 1 日の新年度モニターの決定が間に合わないのは明らかです。

今現在、まだまだ課題のある制度であることは承知しています。

しかし議会として委嘱したからには、どのようなスケジュールでどのように進めていかれるのか、2 ヶ月間放置された現状はとても正常な状況とは言えません。

議長から送付を受け、対応を任された議運のこれまでの対応はまことに遺憾であります。

議長におかれましては議運に対しまして更なるご指導の程、宜しくお願ひします。

上記一連の事項、①ホームページへの公開、②モニターの役割の明確化、③平成 30 年度モニター募集について早急に明確なご回答を要請します。

尚、本文書は「要請書」ではありますがモニターとしての意見でありますので正式な取り扱いがされるものと認識しておりますことを申し添えます。



以上